

蒲郡市災害時医療等継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時の地域レジリエンス強化促進を目的とし、災害発生時に医療機関が医療を継続して行えるよう太陽光発電システム等を導入する者に対し、予算の範囲内で蒲郡市災害時医療等継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療機関」とは、医療機関として関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続を完了している事業者が所有する次に掲げる施設をいう。ただし、公立病院を除くものとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
- (2) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる設備とし、当該各号の定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 次に掲げる要件を全て満たす設備をいう。
 - ア 太陽電池その他設備を用いて太陽光を変換して電力を得る設備
 - イ 太陽電池で得た電力が、設備を設置する施設にて消費されるもの（ただし、余剰電力については、この限りでない。）
 - ウ 蓄電池容量が5.0kWh以上の定置用蓄電池（既存の設備を含む。）と接続され、発電する電力を当該蓄電池に蓄電できるもの
 - エ 中古品又はリース品以外のもの
- (2) 蓄電システム 次に掲げる要件を全て満たす設備をいう。
 - ア 電力を繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電力を活用することができる設備
 - イ 蓄電池容量が5.0kWh以上の定置用蓄電池を含むもの
 - ウ 供給する電力が、設備を設置する施設にて消費されるもの
 - エ 自家消費型太陽光発電設備（既存の設備を含む。）と接続され、当該自家消

費型太陽光発電設備により発電される電力を蓄電できるもの

オ 中古品又はリース品以外のもの

(3) 可搬型蓄電池 次に掲げる要件を全て満たす設備をいう。

ア 「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 7 年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の第 4 編第 1 章第 2 節「交流無停電電源装置（UPS）」における「常時インバータ給電方式」、「常時インバータ給電方式（簡易型）」又は「ラインインタラクティブ方式」のいずれかの方式の仕様（以下アにおいて単に「仕様」という。）を満たす交流無停電電源装置（UPS）を付帯するもの（以下「UPS 付帯蓄電池」という。）又は UPS 付帯蓄電池と接続することにより仕様を満たしつつ、その蓄電池容量を増加させることができるもの（以下「増設蓄電池」という。）

イ 蓄電池容量が 1.6 kWh 以上のもの（UPS 付帯蓄電池に増設蓄電池を接続することにより、蓄電池容量が 1.6 kWh 以上になるものを含む。）

ウ 供給する電力が、原則として設備を設置する施設にて消費されるもの

エ 中古品又はリース品以外のもの

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、蒲郡市内に医療機関を保有する事業者又は新たに蒲郡市内に医療機関を設置しようとする事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員ではないが同条第 2 号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者は、補助の対象としない。

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付の対象となる者が蒲郡市内に保有する又は設置しようとする医療機関に対する補助対象設備の設置に要する費用（設備、機器及び付属品等の購入費、工事費並びに設計費。ただし、消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額等）

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額から、他の補助金等の交付額を差し引いた額とする。

2 補助金の限度額は、太陽光発電システム及び蓄電システムを一体的に設置する

場合（太陽光発電システム及び蓄電システムを一体的に設置し、かつ、可搬型蓄電池も設置する場合を含む。）にあつては200万円とし、各補助対象設備を単体で設置する場合にあつては100万円を限度とする。

3 補助金の交付は、一事業者につき1年度1回限りとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、太陽光発電システム又は蓄電システムを設置する場合については設置工事の着工前に、可搬型蓄電池を設置する場合については機器の購入契約の前に、蒲郡市災害時医療等継続支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第1号様式別紙1）

(2) 補助対象設備の設置等に要する費用の見積書及び補助対象経費が分かる内訳書の写し

(3) 事業計画の詳細を説明するために必要な概要図、形状、規格等に関する資料（カタログ等）

(4) 補助対象設備の設置予定位置の現況写真（太陽光発電システム又は蓄電システムの設置についてはそれぞれの設置工事前の写真）

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、交付申請を先着順に受け付けるものとし、交付申請に係る補助金の額が予算の範囲内を超えると認められるときは、当該年度における交付申請の受付を終了することができる。

（手続代行者）

第8条 申請者は、前条の規定に基づく交付申請について、補助対象設備を販売する者等（以下「手続代行者」という。）に対して、これらの手続の代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、当該手続の代行を通じ補助対象者等に関して得た情報について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認

めないことができるものとする。

(交付の決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行い、速やかに蒲郡市災害時医療等継続支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の実施)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該年度の2月末日までに補助事業を完了しなければならない。ただし、やむを得ない事由により期限までに事業を完了できないときは、直ちに書面により市長に申し出た上で、その指示を受けなければならない。

(変更等の承認申請)

第11条 補助事業者は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、蒲郡市災害時医療等継続支援事業費補助金変更等承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定の額に変更が生じない事業費の変更は除くものとする。

(変更等の承認)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、蒲郡市災害時医療等継続支援事業費補助金変更等承認（不承認）書（第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象設備の設置が完了した日から60日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日若しくは市長から指示を受けた日までに、蒲郡市災害時医療等継続支援事業費補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象設備の設置等に要した費用の領収書及び内訳書の写し
- (2) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (3) 太陽光発電システムを設置した場合については、次に掲げる書類
 - ア 太陽電池モジュールの製造番号及び出力が確認できるもの（出力対比表等）
 - イ 太陽光発電システムが、蓄電池容量が5.0kWh以上の定置用蓄電池（既存の設備を含む。）と接続され、当該太陽光発電システムで発電される電力を

当該定置用蓄電池に蓄電できること及び当該太陽光発電システムで発電される電力を設置された施設で利用できることが確認できる書類（経路図、施工証明、電気設備図面等）

(4) 蓄電システムを設置した場合については、次に掲げる書類

ア 当該蓄電システムの品名及び型番が確認できるもの（写真等）

イ 蓄電システムが、自家消費型太陽光発電設備（既存の設備を含む。）と接続され、当該自家消費型太陽光発電設備により発電される電力を蓄電できること及び蓄電システムから供給される電力を設置された施設で利用できることが確認できる書類（経路図、施工証明、電気設備図面等）

(5) 可搬型蓄電池を設置した場合については、可搬型蓄電池の品名及び型番が確認できるもの（写真等）

(6) 補助対象設備の保証書の写し

(7) その他市長が必要と認めるもの

（交付金額の確定）

第14条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市災害時医療等継続支援事業費補助金交付額確定通知書（第6号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、蒲郡市災害時医療等継続支援事業費補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(4) 第三者に転売し、又は譲渡するなど、補助事業者の責めに帰すべき理由により補助対象設備を処分したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、蒲郡市災害時医療等継続支援事業費補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、補

助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第20条の規定を適用する。

(協力)

第18条 市長は、必要があるときは、補助事業者に対して補助対象設備の運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(帳簿等の備付)

第19条 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて当該補助事業の完了後5年間保管しなければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第20条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月27日から施行する。